

質問に対する回答(次世代人材育成事業)

実施要領等 (頁・番号)	No.	質問内容及び回答内容
個別項目		
<p>【仕様書】 4業務内容 (1) キャリア教育出前講座の実施</p>	1	<p>質問 (「※出前講座の講師謝金のみ市から講師に払う。」について) 講師謝金は静岡市様からお支払いされるということですが、こちらは委託費とは別で考えてよいでしょうか。また、講師謝金の支払い上限はありますでしょうか。</p>
		<p>回答 出前講座にかかる講師謝金は委託費とは別に市が支出します。 上限は2,250千円(50千円/人・回×3人×15回を想定)となります。実施回数が15回以上で、かつ、上限額2,250千円以内においては、講師に支払う金額は自由に設定できます。また、2,250千円を超えて講師謝金として支出したい場合、受託者の負担や本業務の委託費の中から計上しても構いません。</p>
	2	<p>質問 (2)～(4)の事業については、参加者の募集・受付と記載がありましたが、(1)には「学校からの講座申込みの受付」という表記となっていました。(1)の出前講座の集客は静岡市様が行ってください、受託事業者は受付のみという認識でよろしいでしょうか。</p>
		<p>回答 出前講座の実施校は、産業政策課において募集・決定します。受託者は、実施が決定した学校(生徒)の受付・日程等の各種調整を実施してください。</p>
	3	<p>質問 実施回数15回に関して、登壇者オンラインでのセミナー実施は可能でしょうか。</p>
		<p>回答 オンラインでの実施も可能ですが、オフラインでの実施回数を超えないようにしてください。また、講師がオンラインで参加する場合には、受託者は現地で準備・モデレート等を実施してください。</p>
	4	<p>質問 出前講座15回の実施にあたって起業に関する基礎的な内容は共通させるなど各校への公平性は担保すべきでしょうか。</p>
		<p>回答 講座の内容はアントレプレナーシップの醸成に係る共通の内容をベースとして、各学校の要望を基に協議のうえ決定します。</p>
	5	<p>質問 講師謝金の上限額はございますか。 また、交通費は含まれますでしょうか。</p>
		<p>回答 合計額の2,250千円の範囲内で、事業目的を達成できる内容であれば、金額は問いません。 謝金には、交通費・税金が含まれます。 ※質問No.1の内容も併せてご確認ください。</p>
<p>【仕様書】 4業務内容 (3) 起業家(スタートアップ向け)経営セミナーの企画・実施 (4) スタートアップ専門人材育成プログラムの企画・実施</p>	6	<p>質問 登壇者並びに参加者のオンラインでのセミナー実施は可能でしょうか。</p>
		<p>回答 事業の目的を達成できるものであれば、登壇者のオンラインでの講義、参加者のオンラインでの受講は可能です。</p>
<p>【仕様書】 5留意事項 (2)再委託に関して</p>	7	<p>質問 子会社への発注または子会社保有のコンテンツ使用料を本事業費として見積もり上へ記載するのは可能でしょうか。</p>
		<p>回答 子会社が参加資格(1)～(4)を満たしていれば可能です。その際は、経費の詳細を明らかにしていただくとともに再委託の申請が必要です。</p>